

7 福 総 組 号 外
令和7年11月4日

各 市 町 村 長
各 一 部 事 務 組 合 管 理 者 様
福島県後期高齢者医療広域連合長

福島県市町村総合事務組合
管理者 星 學
(公 印 省 略)

令和8年度負担金について（通知）

このことについて、別紙のとおりとしておりますので、予算措置についてよろしく
お取り計らい願います。

なお、消防団員等公務災害補償費、退職報償金負担金及び非常勤職員公務災害補償
負担金については、令和8年2月議会に提案する予定となっております。

事務担当

退職手当関係：佐 藤、金 澤

消 防 関 係：齊 藤

非 常 勤 関 係：小 針

TEL 024-522-2373

令和 8 年度負担金について

福島県市町村総合事務組合

令和 7 年 1 1 月 4 日 現在

市町村職員退職手当負担金

積 算 基 礎	対象市町村
○普通負担金 ① 特別職(市町村長、副市町村長、教育長、企業長) 特別職の職員の給料総額× $\frac{327}{1,000}$ (病院組合は 290/1,000) ② 一般職 一般職の職員の給料総額× $\frac{135}{1,000}$ ③ 事務費 前記①、②の給料総額の合計× $\frac{2}{1,000}$ * 一般職は、常勤職員と同じ勤務時間で月 18 日以上又は職員みなし日数(※)以上勤務した月が6ヶ月以上続いている常勤職員以外の者を含む。 ※ 1 月間の日数(地方公共団体の休日を除く。)が 20 日未満の場合は、18 日から 20 日と当該日数との差に該当する日数を減じた日数 * 給料月額 of 7 割措置が適用となる一般職は、7 割措置の給料月額(管理監督職勤務上限年齢調整額が支給されている場合は、当該額を含む。)とする。 * 給料額は、次により調整した額となる。 - 育児休業により休業した者がある場合は、この育児休業がなかったものとした場合にその者が受けるべき職員の給料額を加算した額 - 地方自治法第 252 条の 17 の規定により他の地方公共団体に派遣された職員がいる場合は、その派遣がなかったものとした場合にその者が受けるべき職員の給料額を加算し、同条の規定により他の地方公共団体から派遣された者に支給した職員の給料額がある場合は、当該給料額を控除した額 - 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)第 2 条第 1 項の規定により公益的法人等に派遣されている職員がいる場合は、その派遣がなかったものとした場合にその者が受けるべき職員の給料額を加算した額 - 派遣法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員がいる場合は、当該採用以前に同項の規定による組合市町村の退職がなかったものとした場合にその者が採用前日まで受けるべきであった職員の給料額を加算した額 - 自己啓発等休業を取得している職員がいる場合は、その自己啓発等休業がなかったものとした場合にその者が受けるべき職員の給料額を加算した額 - 育児短時間勤務により勤務時間の一部を勤務しなかった職員がいる場合は、その育児短時間勤務がなかったものとした場合の勤務時間により勤務したときにその者が受けるべき職員の給料額を加算した額 - 高齢者部分休業により勤務時間の一部を勤務しなかった職員がいる場合は、その高齢者部分休業がなかったものとした場合の勤務時間により勤務したときにその者が受けるべき職員の給料額を加算した額 ○ 特別負担金 2 号特別負担金については、前々年度までの退職手当総額(平成 13 年度以前事務費相当額を含む。)が、前々年度までの負担金総額を超えた場合に、その超えた額に対応する額を徴収する。 (令和 8 年度の 2 号特別負担金が発生した団体に対しては、令和 7 年 10 月 15 日付け 7 福総組第 531 号で通知済みです。)	4 市、全町村及び 19 一部事務組合

消防団員等公務災害補償費、退職報償金負担金

積 算 基 礎	対象市町村
○災害補償費分 団員割 団員定数×2, 080円(事務費180円含む) 人口割 人口×7円(事務費3円50銭含む) ＊ 団員割は、令和7年10月1日現在の団員定数 ＊ 人口割は、令和2年国勢調査確定人口 ○退職報償金分 団員割 団員定数×19, 200円 ＊ 団員割は、令和7年10月1日現在の団員定数から、退職報償金支給対象外団員を除いた人員	全 市 町 村

消防賞じゅつ金負担金

積 算 基 礎	対象市町村
(財政調整積立金の状況から令和8年度は、負担金を徴収しない。)	10市、全町村及び 10一部事務組合

非常勤職員公務災害補償負担金

積 算 基 礎	対象市町村
＊ 職 種 ① 市町村長が兼ねる一部事務組合の管理者 ② 議会の議員 ③ 執行機関の委員 ④ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 ⑤ その他の非常勤職員 ○市町村負担金 1人につき年額(下記による。) 補償基礎額(選択制)×<u>10</u> +事務費50円 (5,000円以上) 100 ＊ 1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、基準を定める政令第1条に規定してある補償基礎額を下回ることのないようにすること。(経験年数により異なる。) 2 選択すべき補償基礎額は5,000円以上とする。 ○特別負担金 令和6年度の補償額(震災分を除く)が当該年度に納付した負担金額(特別負担金及び事務費を除く)を超えた場合、超えた額の2分の1に相当する額を徴収する。 (令和8年度の特別負担金の納付予定団体に対しては、令和7年10月15日付け7福総組第530号で通知済みです。)	11市、全町村、 25一部事務組合 及び1広域連合